

まちづくり基本条例の 制定について

分権時代には検討が必要

副町長



にしむら まさのぶ
西村 将伸 議員

問

① 平成12年4月、国会において地方分権法が施行され、その翌年には北海道ニセコ町において全国で初めての自治基本条例（まちづくり基本条例）が制定された。

全国各地でこうした条例が制定される背景には地方分権が推し進められ、全国画一的な行政システムから、地方・地域の独自性を生かしたまちづくりをしようとする地方自治体の機運にある。

合併後、黒潮町においても

第一次総合振興計画が策定され、その主な目的は住民と行政が協働して地域経営を考え、限られた財源や資源をどうするか、確かな行財政改革と諸策の厳選方法であるとか、住民参加のもと、さまざまな行政課題への取り組みが指針となっている。

わが町のように急速に少子高齢化が進み、財政状況が厳しい中で多様化する住民の要望や意見等、行政課題に対応するためには、住民主体のNPOやボランティアなど、さまざまなまちづくりの担い手がこれからは重要になってくると思われる。

これからの自治体運営を町民と行政がお互いに力を合わせ推し進めるには、町民・町長・議会・町職員それぞれの役割や町民参加のルールづくり、町の仕事のすすめ方など、

基本的な事項について条例を定めることが重要であり、分権時代にふさわしいまちづくりの自治基本条例が求められる。

② ハガキによる住民の意見聴衆は出来ないか。

まちづくりについて、広く町民の意見を聞くために、地域懇談会を開催して、町長自ら足を運び、住民との対話を重視していることは十分承知しているが、声が小さく、物言わぬ住民の意見を吸い上げる有意義な手段として、広報誌に、黒潮町への提言と題するハガキをさみ込んで全戸配布する方法もあると思うが、実施できないか。

答

植田 副町長

① 平成12年の地方分権法改革によって、自分たちの町は自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていくことが求められるようになり、地方の考え方や取り組みも大きく変わってきた。

こうした自治基本条例は市町村の憲法といわれていて、北海道ニセコ町が制定して以来、制定を目指す各自治体が増えてきており、全国の制定率は平成23年3月末で11%強、1727程度となっている。

町民参加の仕組みや町民の権利、責任等が特徴となると思うが、地方分権、地方主権を推進していく上では、自治基本条例の検討が必要と考えている。

② 広く住民の意見を拝聴しながら行政施策を進めているところであり、ハガキに限らず有効な方法を模索検討していく。



四万十町へ議会基本条例の勉強会に行く（議会活性化特別委員会）